

再生可能エネルギーの導入促進 に係る制度改革について

平成28年6月

資源エネルギー庁

固定価格買取制度（FIT）見直しのポイント

【見直しの目的】

エネルギーミックスにおける2030年度の再生可能エネルギーの導入水準（22-24%）の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要
※2014年度 再エネ比率12.2%(水力9.0%、太陽光・風力・地熱・バイオマス等3.2%)

エネルギーミックスを踏まえた
電源間でバランスの取れた導入を促進
(FIT認定量の約9割が事業用太陽光)

国民負担の抑制のため
コスト効率的な導入を促進
(買取費用が約2.3兆円に到達見込み)
※ミックスでは2030年に3.7~4兆円の見通し

電力システム改革の成果を活かした
効率的な電力の取引・流通を実現
(一昨年、九州電力等で接続保留問題が発生)

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

【見直しのポイント】

1. 未稼働案件※の発生を踏まえた新認定制度の創設

- ◎ **発電事業の実施可能性**（例えば、系統への接続契約締結を要件化）**を確認した上で認定する新たな制度**を創設。【第9条】
- ◎ 既存の認定案件は、原則として新制度での認定の取得を求める（発電開始済等の案件については経過措置を設ける）。【附則第4条~第7条】
※H24~25年度認定済未稼働案件数は、約34万件/約117万件（=約30%）<平成27年12月末時点>

2. 適切な事業実施を確保する仕組みの導入

- ◎ 新制度では、事業開始前の審査に加え、事業実施中の**点検・保守**や、事業終了後の**設備撤去**等の**遵守**を求め、違反時の**改善命令・認定取消**を可能とする。【第9条・第13条・第15条】
- ◎ 景観や安全上のトラブルが発生している状況に鑑み、**事業者の認定情報を公表する仕組み**を設ける。【第9条】

- ※1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」
(平成28年5月25日成立・6月3日公布・平成29年4月1日施行)
- ※2 電気事業法においてもFIT法での送配電事業者への買取義務導入に対応し行為規制等の所要の改正を行う。
- ※3 現行法附則第10条（少なくとも3年毎の見直し）に基づき、見直しを行ったもの。引き続き、エネルギーミックス実現の観点から定期的に検討する。

3. コスト効率的な導入

- ◎ **中長期的な買取価格の目標**を設定し、予見可能性を高める。【第3条】
- ◎ 事業者間の競争を通じた買取価格低減を実現するため**入札制**を導入。【第4条~第8条】（事業用太陽光を対象とし大規模案件から実施）
- ◎ **数年先の認定案件の買取価格まで予め提示**することを可能とする。【第3条】
(住宅用太陽光や風力は、価格低減のスケジュールを示す)
- ◎ 賦課金8割減免は、電力多消費事業の**省エネの取組の確認、国際競争力強化の制度趣旨の徹底**や、省エネの取組状況等に応じた減免率の設定を可能とする。【第37条】

4. 地熱等のリードタイムの長い電源の導入拡大

- ◎ **数年先の認定案件の買取価格まで予め提示**することを可能とする。【第3条】
(地熱・風力・中小水力・バイオマスといったリードタイムの長い電源について、発電事業者の参入を促す。)

5. 電力システム改革を活かした導入拡大

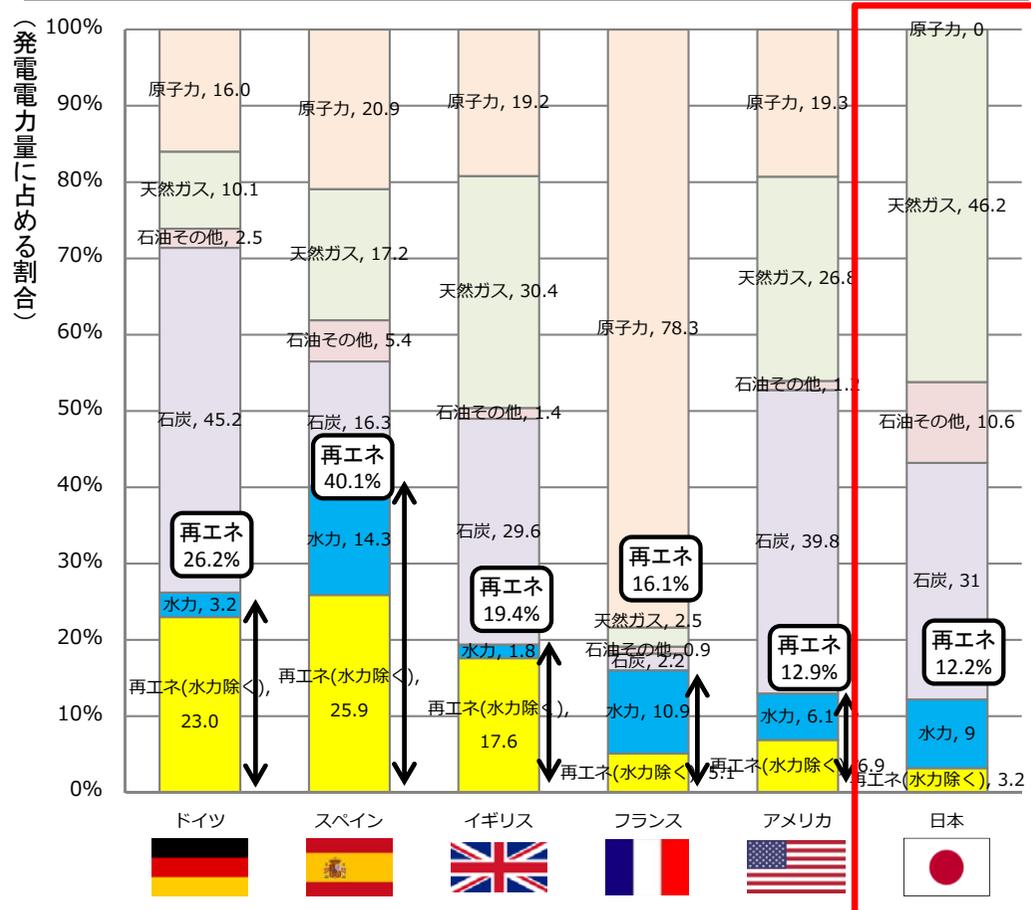
- ◎ 再生可能エネルギー電気の**買取義務者**を小売電気事業者等から**一般送配電事業者等に変更**する。これにより電力の広域融通をより円滑化し、より多くの再生可能エネルギーの導入を可能とする。【第16条】
- ◎ 市場経由以外にも、小売電気事業者等への直接引渡しも可能とする。【第17条】

1. 背景

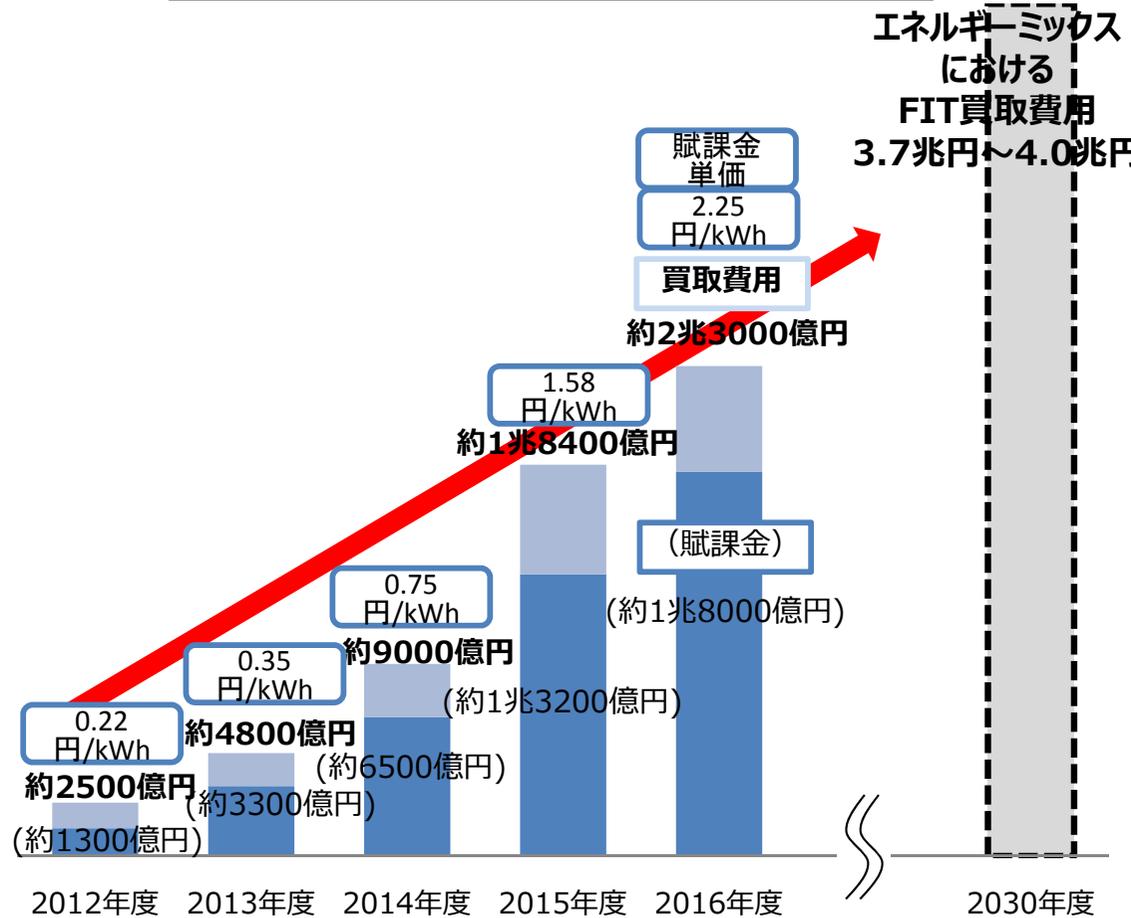
1. 背景： エネルギーミックスの実現と国民負担の抑制

- 再生可能エネルギーの導入拡大は、自給エネルギーの確保、低炭素社会の実現等の観点から重要であるが、我が国の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は12.2%（水力を除くと3.2%）に留まる現状。
- 2030年のエネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの導入水準（22~24%）を達成するには、電源の特性や導入実態を踏まえ、国民負担を低減しつつ、更なる導入拡大をしていくための取組が必要。
- エネルギーミックスの検討においては、電力コストを現状より引き下げた上で、再生可能エネルギー拡大のために投ずる費用（買取費用）を3.7~4.0兆円と設定しているところ。
- 固定価格買取制度の開始後、既にも買取費用は約2.3兆円（賦課金は約1.8兆円。平均的な家庭で毎月675円）に達しており、**再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、コスト効率的な導入拡大が必要。**

発電電力量に占める再生可能エネルギー比率の国際比較



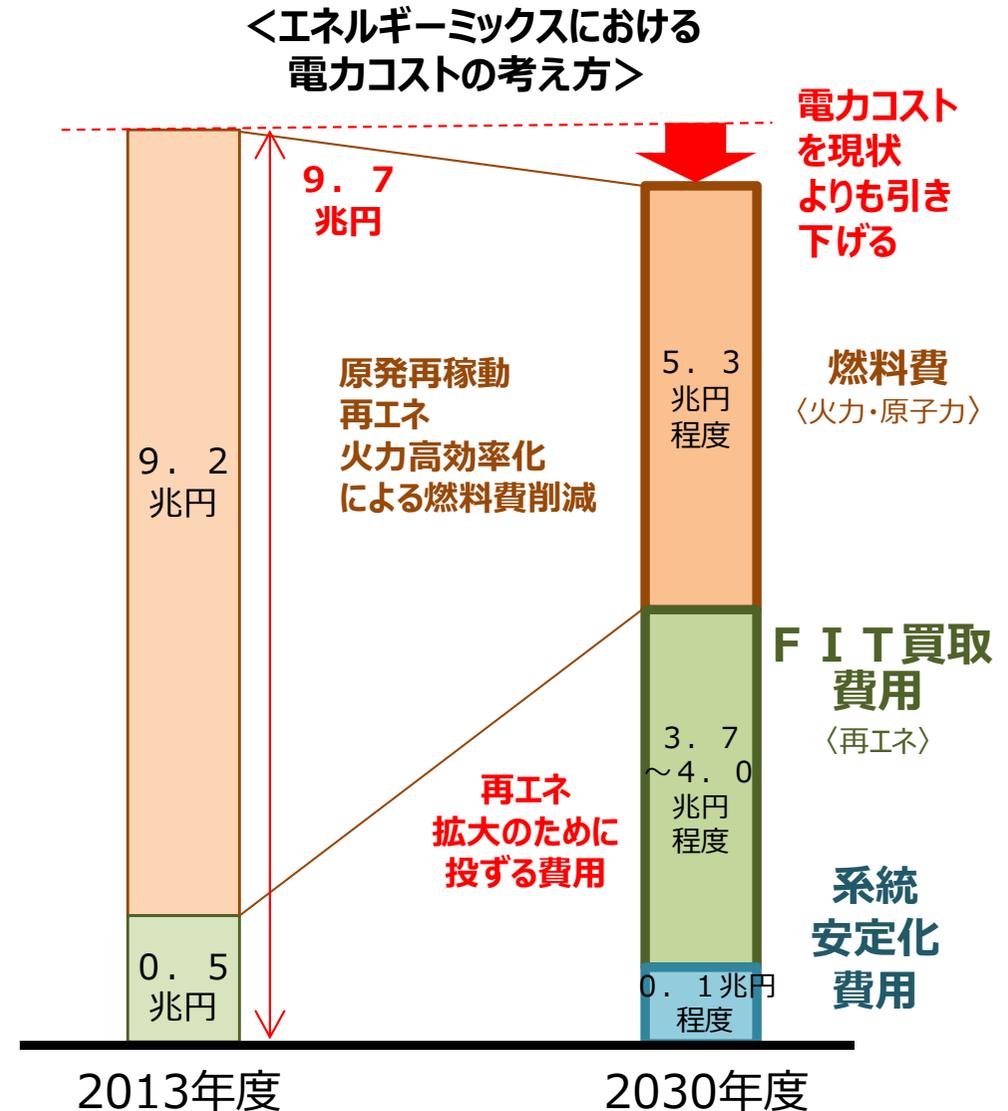
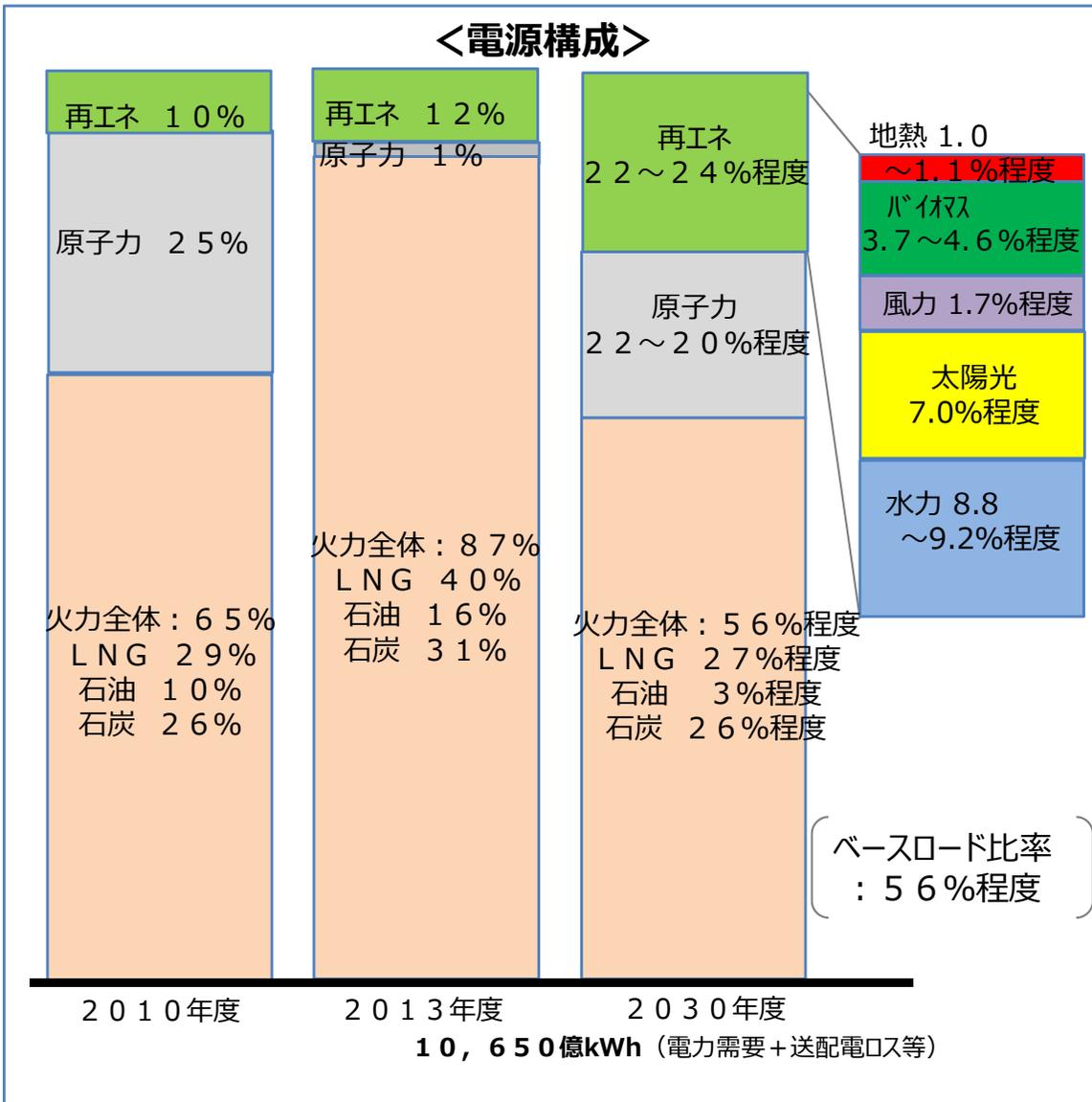
固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移



出典：【日本】「電源開発の概要」より作成（2014年度実績値）。
 【日本以外】2014年推計値データ、IEA Energy Balance of OECD Countries (2015 edition)

【参考】エネルギーミックス

- 安全性の確保を大前提としつつ、安定供給、経済効率性、及び環境適合に関する具体的な政策目標を同時に達成するエネルギーミックスを昨年7月に策定。



（注）再エネの導入に伴って生じるコストは買取費用を計上している。これは回避可能費用も含んでいるが、その分燃料費は小さくなっている。

【参考】再生可能エネルギーの認定状況について

＜2016年1月末時点における再生可能エネルギー発電設備の認定状況＞

認定容量								
再生可能 エネルギー 発電設備 の種類	固定価格買取 制度導入前	固定価格買取制度導入後					制度開始後 合計	
	平成24年6月末 までの累積導入量	平成24年度 の 認定量 (7月～3月末)	平成25年度 の 認定量	平成26年度 の 認定量	平成27年度 の 認定量 (4月～1月末)			
太陽光 (住宅)	約470万kW	141.5万kW (323,243件)	126.8万kW (290,392件)	109.9万kW (234,325件)	73.5万kW (152,017件)	451.8万kW (999,977件)	5.2%	
太陽光 (非住宅)	約90万kW	1605.2万kW (129,390件)	3724.9万kW (423,919件)	1799.1万kW (242,189件)	350.4万kW (59,231件)	7,479.6万kW (854,729件)	87.4%	
風力	約260万kW	76.1万kW (68件)	23.1万kW (41件)	127.3万kW (199件)	33.0万kW (309件)	259.5万kW (617件)	3.0%	
地熱	約50万kW	0.4万kW (6件)	1.0万kW (9件)	5.7万kW (25件)	0.5万kW (18件)	7.4万kW (58件)	0.1%	
中小水力	約960万kW	7.6万kW (59件)	22.5万kW (111件)	35.6万kW (218件)	8.5万kW (84件)	74.2万kW (472件)	0.9%	
バイオマス	約230万kW	11.9万kW (43件)	80.8万kW (115件)	101.2万kW (118件)	95.4万kW (58件)	289.2万kW (334件)	3.4%	
合計	約2,060万kW	1842.6万kW (452,809件)	3979.1万kW (714,587件)	2178.8万kW (477,074件)	561.1万kW (211,717件)	8,561.6万kW (1,856,187件)		

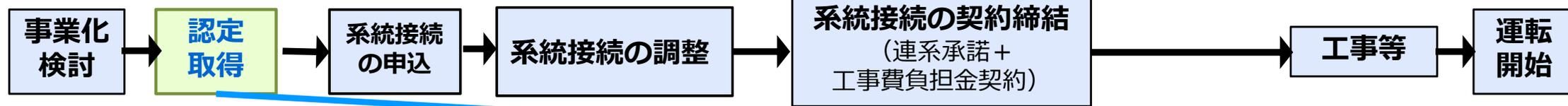
- ※ バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。
- ※ 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

2. 認定制度の見直し

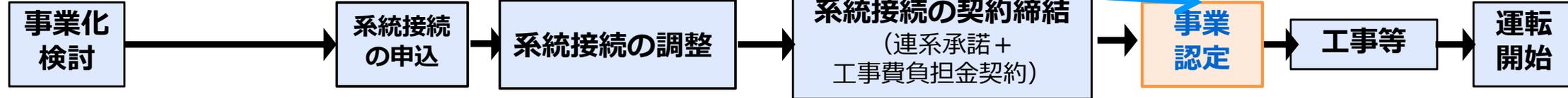
2. 認定制度見直し：①太陽光発電の未稼働案件に対する対応

- 現行のFIT認定制度は、事業実施の確度が低い初期段階での「認定」となり、**平成24～25年度認定案件のうち34万件が未稼働**。（平成27年12月末時点）
- 改正法案では、未稼働案件の発生防止や、適切な事業実施の確保を図る観点から、系統接続契約締結や事業運営の適切性を確認する**新たな認定制度を創設**。①**事業内容の適切性**（運転開始後も含めて）、②**事業実施の確実性**、③**設備の適切性**、の基準を定めることとしている。【改正法第9条】

<現行の認定時期>



<見直し案>



<現行制度における認定基準（現行法6条）>

第一項 発電設備が基準に適合すること
3ヶ月以内に修理が可能な点検・保守体制があること
場所と設備の仕様が決定していること
電気の量を適確に計測できる構造であること
RPS設備ではないこと
設備で使用する電気は発電した電気を充てること
分割しないこと 等
第二項 発電の方法が基準に適合すること
費用を記録すること
他事業のバイオマス調達に著しく影響を及ぼさないこと（バイオマス） 等

※なお、住宅用太陽光発電（10kW未満の太陽光発電）については、標識の掲示の基準等を適用させないことを想定。

<新認定基準（新法9条3項）案>

第一号 事業の内容が基準に適合すること
適切に点検・保守を行い、発電量の維持に努めること（新規）
定期的に費用、発電量等を報告すること（新規）
系統安定化等について適切に発電事業を行うこと（新規）
設備の更新又は廃棄の際に、不要になった設備を適切に処分すること（新規）
現行法 第6条第2項の内容
第二号 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること ※省令委任なし
接続契約を締結していること（新規）
土地利用に関する法令を遵守すること（新規）
適正な期間内に運転開始すること（新規）
第三号 設備が基準に適合すること
発電設備の安全性に関する法令を遵守すること（新規）
設備の設置場所において事業内容等を記載した標識を掲示すること（新規）
現行法 第6条第1項の内容

2. 認定制度見直し：②新たな未稼働案件の発生防止に向けた仕組み

- 新制度において買取価格の決定は認定取得時としているが、運転開始まで長期間を要する場合、買取価格設定の際に想定したコストと実コストとの乖離が生じる。**早期の運転開始（実際の発電開始）に向けたインセンティブをFIT制度上設ける**こととする。
- 具体的には**一定の合理的な期間内に運転開始することを求める**こととし、本年8月1日以降に接続契約（工事費負担金契約まで）を締結する案件を対象とする。

①運転開始期限設定の考え方

- 対象電源については、当面、時間が経過するにつれ、買取価格設定の際に想定したコストと実コストとの乖離が大きくなっていくと考えられる**太陽光発電を対象とする**。
- 期限については、認定～運転開始までの期間の実データや、事業者ヒアリング等を踏まえた認定取得後の工事や手続等に通常要する時間を考慮すると、**→事業用太陽光では3年、住宅用太陽光で1年とする**。
- なお、認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定に移行した日（平成29年4月1日等）から運転開始までを一定の期限の対象とする。

太陽光の認定から運転開始までの期間の分布

	1年以内	1年超	未運開
住宅用（10kW未満）	92.9%	1.1%	5.9%

	2年以内	2年超	未運開	廃止
事業用※	59.8%	15.3%	18.1%	6.8%

出所：認定データ等を元に資源エネルギー庁作成

※事業用については、平成25年度認定案件のうち、400kW以上の設備について行った報告徴収に基づき、新たな認定制度の要件を満たしうるものを対象に分析したもの

②運転開始期限を超過した場合の対応

- **事業用太陽光：**
運開遅延による利益を発生させないよう、期限を過ぎた場合、**認定時の価格から買取価格を毎年一定割合（例：年5%）下落させるか、買取期間を短縮させる**。系統事由等、個別の事情は考慮しない。
※（買取価格の）入札対象の事業用太陽光については入札参加要件などを定める入札実施指針の議論をへて対応を決定する。
※買取価格の引下げ幅・買取期間の短縮度合い等については、調達価格等算定委員会で議論。
- **住宅用太陽光：**
系統事由は発生せず、速やかな運転開始が期待できることから、期限内に運開できない場合は、**認定を失効**。

③土地・設備の確保に関するルール

- **土地・設備の確保に関する270日ルール**については、認定の自動失効ではなく、**取消し事由とする**。
- **また、設備の変更に伴い新しい認定を求め、買取価格を変更させる仕組みは新制度以降は適用しない**。

2. 認定制度見直し：③地域との共生（関係法令の遵守を担保する仕組み）

- 発電設備の設置の増加に伴い、土地利用に関する防災上の懸念や地域住民とのトラブルが生じているケースもあり、長期安定的な事業実施に当たっては、その設置場所を巡る土地利用規制の遵守や地域社会との共生が不可欠。
- 法改正後は、土地利用や安全性に関する**他法令を遵守を求める**【改正法第9条】。関係法令に違反し、関係省庁や自治体より指導・命令等がなされた事案について、**FIT法においても改善命令を行い、認定取消を行うことが出来る仕組みとする**【改正法第13条・第15条】。
※経済産業省の地方局等の調査の他、地方自治体や関係省庁、事業者、地域住民等からの情報提供に基づく対応も想定。
- **更に、認定情報を広く公表する**【改正法第9条】。また、FIT法で認定した再エネ発電設備について、土地利用や景観、設備の安全性等に関する法令・条例について適切な実施を確保するため、**平成28年4月1日、当該関係法令に基づく業務を行う地方自治体や関係省庁に対し、認定情報を提供するシステムの運用を開始した。**

＜他法令の遵守の担保＞

- 太陽光発電設備については、電気事業法に基づき、風荷重等に対し損壊しないよう強度の基準を定めているが、群馬県での突風や九州での台風による事故などが発生。



強風による事故事例

➤ 他法令遵守の担保【改正法第9条】

新制度では、他法令を遵守し、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に求める。土地利用規制法による適切な土地利用、電気事業法等による設備の安全性の確保を図る。

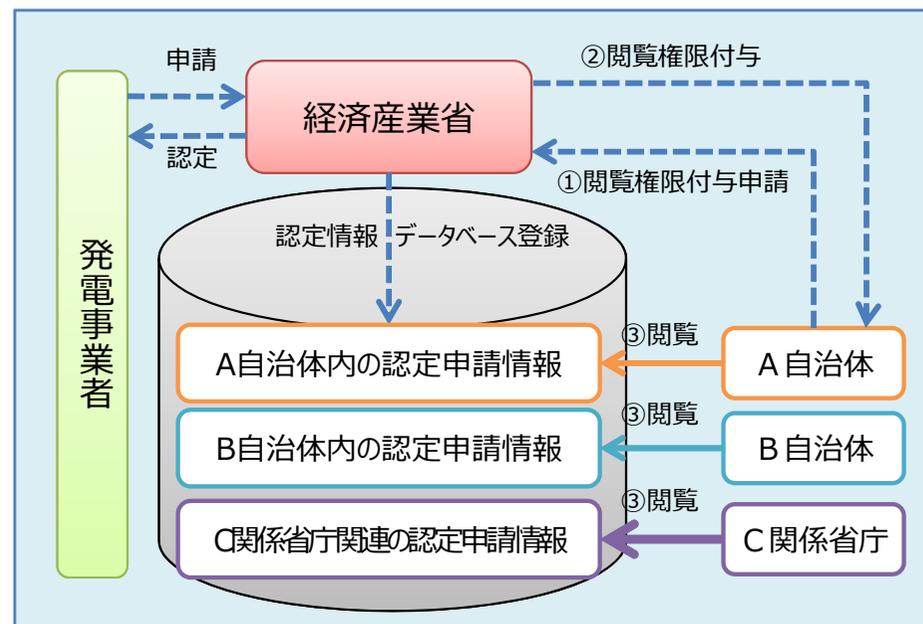
＜参考：主な関連法令＞

農地法・森林法・河川法・環境影響評価法・自然公園法・都市計画法・国土利用計画法
電気事業法・建築基準法 等

➤ 他法令違反時に改善命令・認定取消し【改正法第13条・第15条】

更に、認定取得後において他法令違反が判明し、事業を適切に実施していない場合は、経済産業大臣による改善命令・認定取消しを行うことが可能に。

＜自治体・関係省庁への情報提供システム＞



➤ 情報提供システムは平成28年4月1日から運用開始

※個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、法令に定める業務上必要、かつ、相当な理由のあるものとして、目的外提供するもの。

【参考】太陽光発電における安全性の確保等に向けた制度見直し

- 平成28年3月22日、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、太陽光発電設備に関する電気事業法の保安規制の見直しについて取りまとめを行い、使用前段階での事前確認を強化するため、FIT法においても、設備の安全性に関する法令の遵守を求めるとともに、**①500～2000kW設備の設置者に対し、技術基準適合性確認を義務づけること、②架台、基礎の設計例等具体的な標準仕様を明確化すること、③事故報告の規制を拡大・強化すること**等の方針が示された。
- また、多数存在する太陽光発電の遵守確保に向けて**④事業者や住民の方々から違反懸念事例の通報を受け付ける窓口を設置し**、効果的に情報共有、遵守確保に向けた措置がとられるよう図る。
- 新認定基準を踏まえて構造物、電気設備、点検保守等に関する事業計画策定を行うにあたってのガイドラインを整備する。

＜太陽光発電における安全性の確保等に向けた制度見直し＞

出力規模	現行規制	事前規制 (強化)	事後規制 (強化)
2000kW以上	技術基準適合義務 保安規程 主任技術者選任 工事計画届出 事故報告	<div style="border: 2px dashed orange; padding: 5px; text-align: center;"> 工事計画 使用前自主検査 </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> ③事故報告 (強化) <ul style="list-style-type: none"> ▶ パネルが発電所構外に飛散した場合は報告義務 (これまででは家屋等の損壊などの有無で判断) ▶ 50kW以上にもパネルの脱落・飛散が生じた場合に、報告義務を課す。(これまででは500kW以上が対象) </div>
50～2000kW	技術基準適合義務 保安規程 主任技術者選任 工事計画届出 事故報告	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> ①使用前自己確認 (500kW以上～に拡大) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用前自己確認制度による技術基準適合性確認を義務づける ※使用前自己確認制度：事業用電気工作物の使用開始前に事業者自らが技術基準適合性を確認し、その結果を国に届け出る制度。 </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> ④通報スキームの確立 </div>
50kW未満	技術基準適合義務 保安規程 主任技術者選任 工事計画届出 事故報告		

＜FITでの対応＞

事業計画策定
ガイドライン
の策定

構造物、設備、点
検保守に関する民
間規格やガイドラ
インを整理

2. 認定制度見直し：④公平・効率的な出力制御

- 出力制御については、これまでの審議会の議論の中で、「出力制御を受ける発電事業者間の公平性」や、「効率的な出力制御のための柔軟性」の確保が必要である等の指摘がなされてきたところ。
- こうした原則に則った形で、今後、具体的に出力制御が必要になった場合に対応できるよう、今後、**出力制御の公平性確保に関するルールを整備**することとし、これを踏まえ、送配電事業者が適切に出力制御の運用を行うよう求める。
- また、次のような出力制御が可能となるように、**FIT発電事業者に対し、上述のルールに沿って送配電事業者による系統安定化対策としての出力制御へ協力することを、新たな認定要件において定めるものとする。**
 - ✓ **出力制御を経済的に調整する手法の活用**

今後、本土（離島以外）で出力制御が起きる際に、住宅用太陽光等の小規模電源の出力制御の頻度を減少させ、物理的な制御の実運用を効率化できる（なお、逸失電力量の算定方法、買取価格の異なる電源間の調整方法等について、引き続き実務的な検討が必要）。
 - ✓ **部分制御を考慮した時間評価の適用**

風力発電への出力制御の運用について、日本風力発電協会より、部分制御を考慮した時間評価が提案されており、関係者に周知・要請を進めているが、これが自治体において維持・運営している風力発電も含めた全ての風力発電について適用されていくことを促すことにより、公平・効率的な出力制御が可能となる。

3. 新認定制度移行に伴う 経過措置

3. 認定の経過措置：①現行FIT法に基づく認定制度に係る経過措置 13

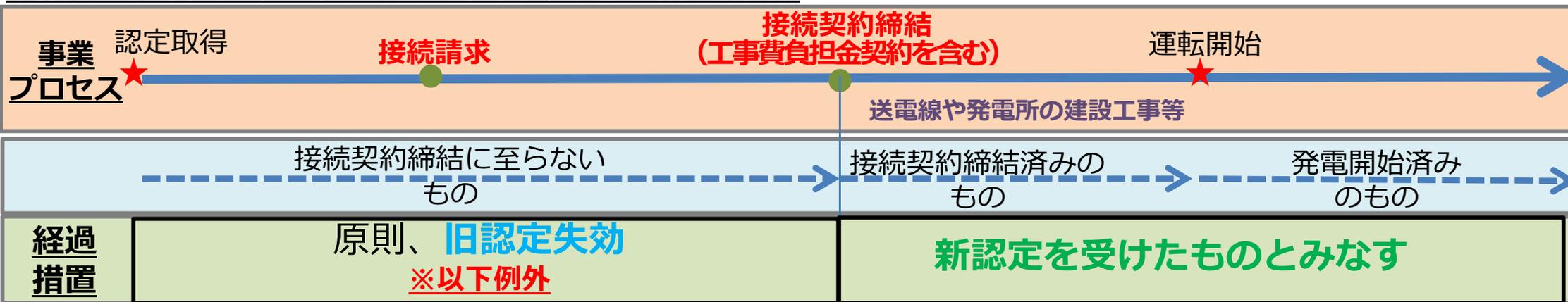
- 改正法施行予定日（平成29年4月1日）において、**既に接続契約締結済み（発電開始済みを含む）の案件**については、新認定制度による**認定を受けたものとみなす**。【附則第4条】

→施行日までに電力会社と接続契約を締結していない案件は、現在のFIT法に基づく認定が失効する。【附則第7条】

- このような「みなし認定」案件については、新法に基づき認定を受けた場合と同様に、**みなし認定に移行した時点から6ヶ月以内に事業計画に関する書類提出を求め**る。【附則第4条】

※なお、この提出書類については、事業の実態等を踏まえ住宅用太陽光発電（10kW未満）には要しないことを検討するとともに、できるだけ簡素にすることを想定。

施行予定日（来年4/1）における事業進捗と経過措置の関係



<例外>

- ただし、以下の場合には、電力会社との接続契約にかかる時間を考慮した猶予期間を設定し、その期間内に接続契約を締結すれば、改正FIT法の認定とみなす。

認定から施行日までに十分な期間（9ヶ月）を確保できない場合

認定から9ヶ月の猶予期間

電力会社との系統入札プロセス（※）に入っている場合

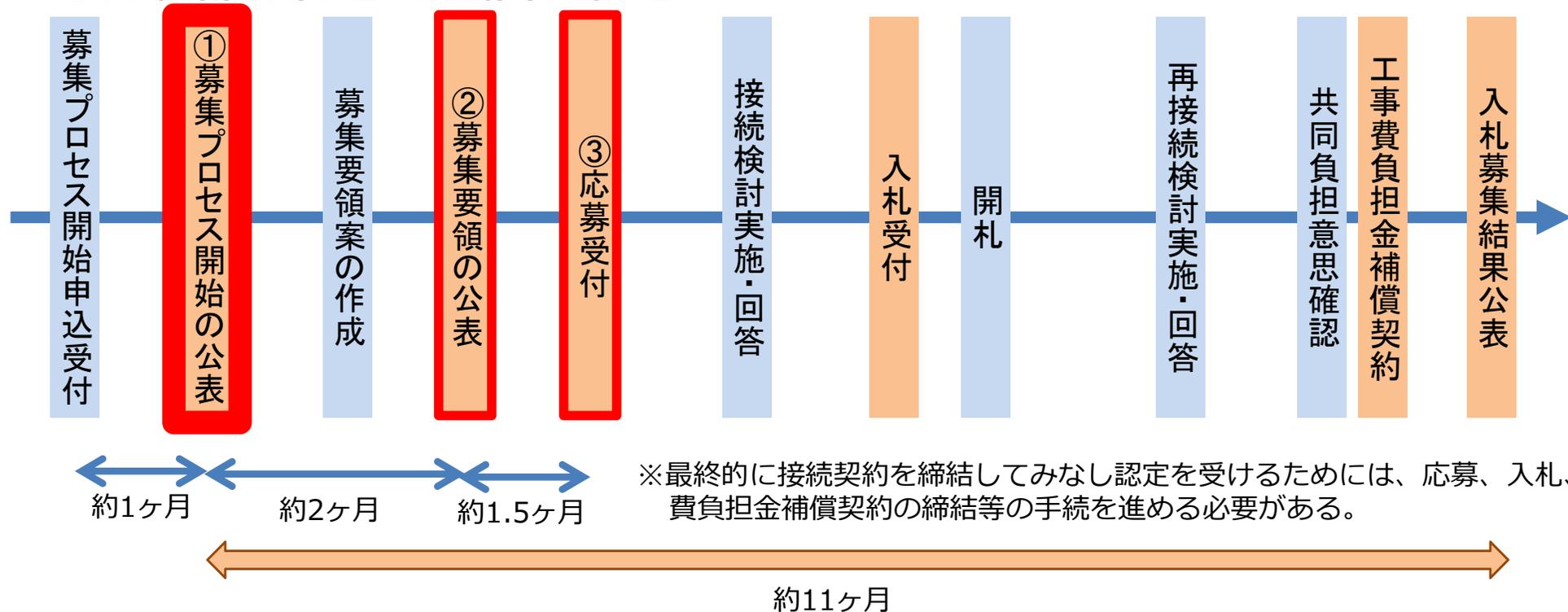
プロセス終了から6ヶ月の猶予期間

※ 系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための手続き。

3. 認定の経過措置：②系統入札プロセスに関する経過措置

- 改正法施行日（平成29年4月1日）において、接続契約が締結済み（発電開始済みを含む）の既認定設備については、新認定制度による認定を受けたものとみなす仕組みとなるが、電源接続案件募集プロセス（いわゆる系統入札）に入っている案件には（平成28年10月1日以降に募集プロセスが終了するものを含む）、**募集プロセス終了の翌日から6ヶ月間の認定の猶予期間を設定**している。
- この猶予期間が適用される条件としては、①対象エリアが決定する募集プロセスの開始、②設備増強工事の内容が示された募集要領の公表、③FIT認定事業者が募集プロセスへの参加意思を示す応募受付、などが考えられるが、募集プロセス開始の時点で暫定的に送電系統の容量が確保され、以後は募集プロセスの実施が前提とされることから、**①募集プロセス開始の公表がされていることをもって猶予期間設定の条件とする。**

<電源接続案件募集プロセスの標準的なフロー>



3. 認定の経過措置：③みなし認定案件の取扱いについて

- 経過措置において、現行制度で認定を受けた案件で一定の条件を満たす場合は、新認定を受けたものとみなすこととしており、既に発電事業を実施していることについての一定の配慮は必要なものの、新制度において認定基準として設定され、**事業者が遵守すべきとされる事項（適切なメンテナンス、法令遵守等）については、原則、同様に遵守**していただくことが必要である。
- また、新認定制度では事業計画認定となることから、みなし認定で新制度に移行した案件については、追加的に必要な事項（設備更新・廃棄のスケジュール、各種遵守事項への同意）について提出することになっているが、提出期限については、**みなし認定に移行した時点から6ヶ月**とする。

<主な認定基準のみなし認定案件への適用>

- 適切な保守管理・維持管理を行うこと
- 送配電事業者が行う出力制御に適切な方法で協力を行うこと
- 事業者情報について適切な方法で掲示を行うこと
- 経産大臣に、発電事業に係る情報を提供すること
- 廃棄やリサイクルなど、事業期間終了後の対応について、明確な見通しがあること
- 法令・条例を遵守すること 等

→**みなし認定案件についても適用**

- 一定の期間内に運転開始することができる計画であること

→みなし認定案件については、みなし認定に移行した日から起算して、事業用太陽光は3年、住宅用太陽光は1年以内に運転開始を求めるものとする。

- 特段の理由がないのに一の場所において複数の再エネ発電設備を設置しようとするものでないこと（分割禁止）

→みなし認定案件については適用せず。

<みなし認定案件の手続き>

【H28.6.30までに認定を取得した案件】

- H29.4.1時点で接続契約締結済み

→新認定とみなされた上で、**H29.9.30までに事業計画を提出**（H29.4.1時点で接続契約未締結の場合は失効）

【H28.7.1～H29.3.31に認定を取得した案件】

- 認定取得から9ヶ月以内に接続契約締結

→新認定とみなされた上で、**接続契約締結から6ヶ月以内に事業計画を提出**

（認定取得から9ヶ月以内に接続契約未締結の場合は失効）

※ただし、上記の例外としてH29.4.1時点で手続中の電源接続案件募集プロセスに応札する案件については、以下のとおり。

- 募集プロセス終了後6ヶ月以内に接続契約締結

→新認定とみなされた上で、**接続契約締結から6ヶ月以内に事業計画を提出**

（途中離脱やプロセス終了後6ヶ月以内に接続契約未締結の場合は失効）

※「接続契約」は、各電力会社・規模等によって運用が異なるため、要件を満たす上で必要となる契約書類を具体的に整理して、今月中をメドに公表する。

【参考】認定の経過措置に関する周知

平成28年5月25日



固定価格買取制度の認定を受けている皆様へ

改正法が成立し、固定価格買取制度が平成29年4月1日から変わります。

接続契約の締結がお済みでない皆様

- 新制度では、既に認定を受けている方も、**平成29年3月31日までに電力会社との接続契約(注)が締結出来ていない場合には、原則、認定が失効します。**

(注)「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。その他、詳細は下記のHPをご覧ください。

- 未だ接続の申込みがお済みでない方は、**工事費負担金の算出などに一定の期間(9ヶ月程度)かかることがありますので、認定が失効しないよう、早めの接続のお申込みをお願いします。**

※なお、平成29年3月31日までに接続契約の締結をご希望の場合、平成28年6月30日までに接続の申込みをしていただくよう各電力会社から御案内がされています。詳細は、各電力会社のHP等で御確認下さい。

接続契約を締結済みの皆様

- 運転開始済みの方など、接続契約の締結がお済みの皆様については、**新制度の認定を受けたものとみなされ、新制度が適用されます。**
- ただし、改正法施行後一定の期間内に書類を提出していただくこと(10kW未満の太陽光発電の場合を除く。)が必要となります。
- また、一定期間内の運転開始等の条件が付される可能性があります。

詳細については今後、内容が決まり次第、下記のHPでお知らせします。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

<固定価格買取制度に関するお問い合わせ>

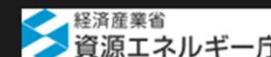
経済産業省 資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
0570-057-333
電話受付時間 9:00~18:00
(土日祝日、年末年始を除く)

<系統接続に関するお問い合わせ>

各電力会社のお近くのお客様センター
または担当営業所まで
お近くのお客様センターまたは
担当営業所は各電力会社の
ウェブページでご確認ください。

(固定価格買取制度のお知らせ)

固定価格買取制度が平成29年4月1日から変わります。



認定を申請中又は取得済みで接続契約の締結がお済みでない方へ

- 新制度への移行にあたり、**平成29年3月31日までに電力会社との接続契約(注)が締結出来ていない場合には、原則、現行制度での認定が失効します。**

(注)「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。その他、詳細は下記のHPをご覧ください。

※全電源、全規模が認定失効の対象です。

- 未だ接続の申込みがお済みでない方は、**工事費負担金の算出などに一定の期間(9ヶ月程度)かかることがありますので、認定が失効しないよう、早めの接続のお申込みをお願いします。**

※なお、平成29年3月31日までに接続契約の締結をご希望の場合、平成28年6月30日までに接続の申込みをしていただくよう各電力会社から案内されています。詳細は、各電力会社のHP等で御確認下さい。

詳細については今後、内容が決まり次第、下記のHPでお知らせします。

今後、重要なお知らせをメールでご連絡する場合がございますので、メールアドレスをご登録いただきますようお願い致します。登録方法は下記HPをご覧ください。

経済産業省資源エネルギー庁HP
「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/



<固定価格買取制度に関するお問い合わせ>

経済産業省 資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
0570-057-333
電話受付時間 9:00~18:00
(土日祝日、年末年始を除く)

<系統接続に関するお問い合わせ>

各電力会社のお近くのお
客様センター
または担当営業所まで

お近くのお客様センターまたは
担当営業所は各電力会社の
ウェブページでご確認ください。

- **発電事業者の希望があれば順次系統入札**（電源接続案件募集プロセス）を実施することとされており、現状では、以下の通り、各地で同プロセスが実施されている。
- また、各電力会社において、再生可能エネルギー発電事業者の系統接続について時間的余裕をもって対応できるよう十分な体制を構築するとともに、事業者からの問い合わせへの対応を円滑に行うため、**系統接続相談窓口を設置**（2月9日より各社ホームページのトップページにて案内開始）。



系統接続に関するお問い合わせは

各電力会社のお近くのお客様センター または担当営業所まで。

お近くのお客様センターまたは担当営業所は各電力会社の
ウェブページでご確認ください。

※ご不明な場合は下記までお問い合わせ下さい。

北海道電力	011-251-4342
東北電力	0570-0109-33（低圧太陽光） 0120-175-466（上記以外）
東京電力パワーグリッド	0120-995-007
中部電力	052-973-2194
北陸電力	0120-167-540
関西電力	0800-777-3081
中国電力	082-544-2571
四国電力	0120-410-761
九州電力	092-761-3031
沖縄電力	0120-586-391

4. 買取価格の決定方式の 見直し

4. 買取価格決定方式の見直し：①全体像

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成29年度～ 見直し案
事業用太陽光 (10kW以上)	40円	36円	32円	29円 27円※1	24円	毎年決定:大規模太陽光は入札 実施
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円 35円※2	31円 33円※2	
風力	22円(20kW以上)			55円(20kW未満)		価格 目標 を 各 電 源 設 定
				36円 (洋上風力)		
	※1 7/1～(利潤配慮期間終了後)					
地熱	26円(15000kW以上)			40円(15000kW未満)		複数年分を一括して決 定する
	※2 出力制御対応機器設置義務あり					
水力	24円(1000kW以上30000kW未満)			29円(200kW以上1000kW未満)		※ 風力については、価 格低減のスケジュールを 示す。
	34円(200kW未満)					
	※既設導水路活用中小水力は除く					
バイオマス	39円 (メタン発酵ガス)			40円 (2000kW未満)		
	32円(間伐材等由来の木質バイオマス)		32円 (2000kW以上)			
	24円(一般木質バイオマス・農作物残さ)			32円 (間伐材等 由来の木質 バイオマス)		
	13円(建設資材廃棄物)					
	17円(一般廃棄物・その他のバイオマス)					

4. 価格決定方式の見直し：②コスト効率的な太陽光発電の導入

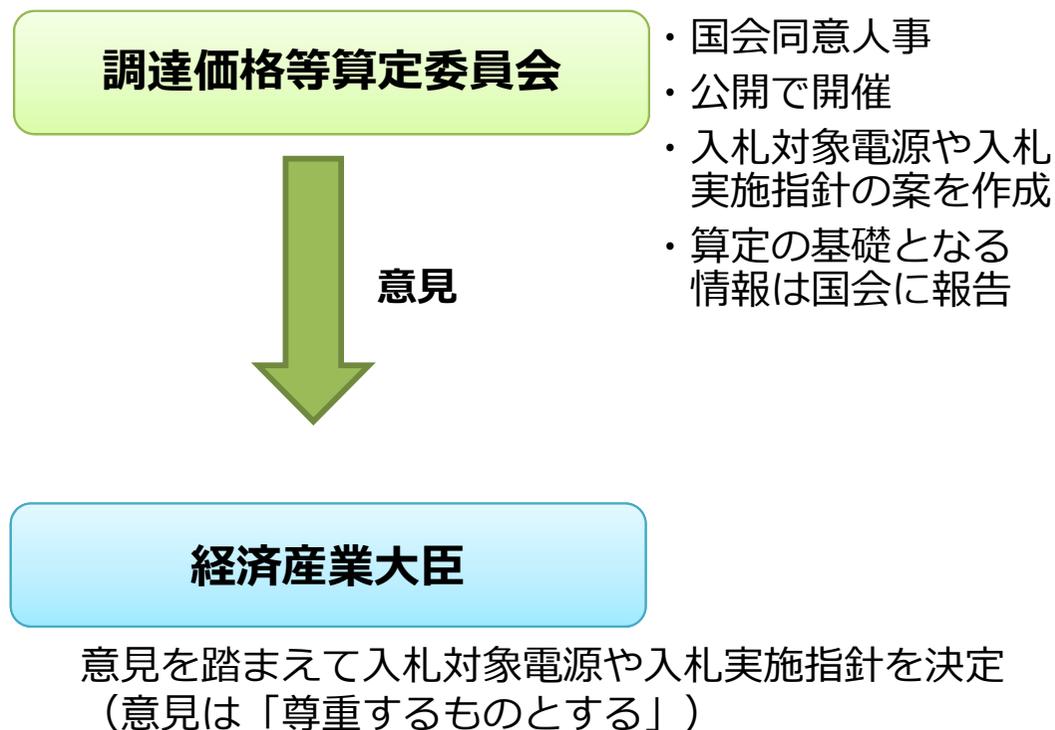
- 日本の太陽光の発電コスト、買取価格は主要国と比較して約2倍と非常に高い水準にある。
- これまで発電コストの低下等に伴い、順次買取価格引き下げを行ってきた**太陽光（40円→24円）**について**今後の中長期的価格見通しが必要**であり**価格引き下げに向けた検討が必要**。
- 大規模太陽光発電は入札制度を実施する【改正法 第4条～第8条】などコスト効率的な導入を促す買取価格決定方式へ移行する。

<太陽光発電の発電コスト・買取価格の国際比較>

上位：青 中位：緑 下位：橙 最下位級：赤

	資本費 (\$m/MW)	設備 利用率	運転 維持費 (\$/kW/年)	発電 コスト (\$/MWh)	FIT価格 (¢/kWh)
ドイツ	1.00	11%	32	106	8.9 (入札価格)
フランス	1.39	14%	32	124	10.6 (入札価格)
イギリス	1.22	10%	32	141	16.5
スペイン	1.39	16%	32	148	- (FIT廃止)
トルコ	1.99	16%	32	196	13.3
米国	1.69	17%	21	107	-(RPS制度)
ブラジル	2.06	21%	26	111	7.8 (入札価格)
豪州	1.36	20%	19	88	-(RPS制度)
インド	1.03	19%	18	96	7.7-9.2
中国	1.38	16%	14	109	14.3-15.8
日本	2.49	14%	67	218	22.5

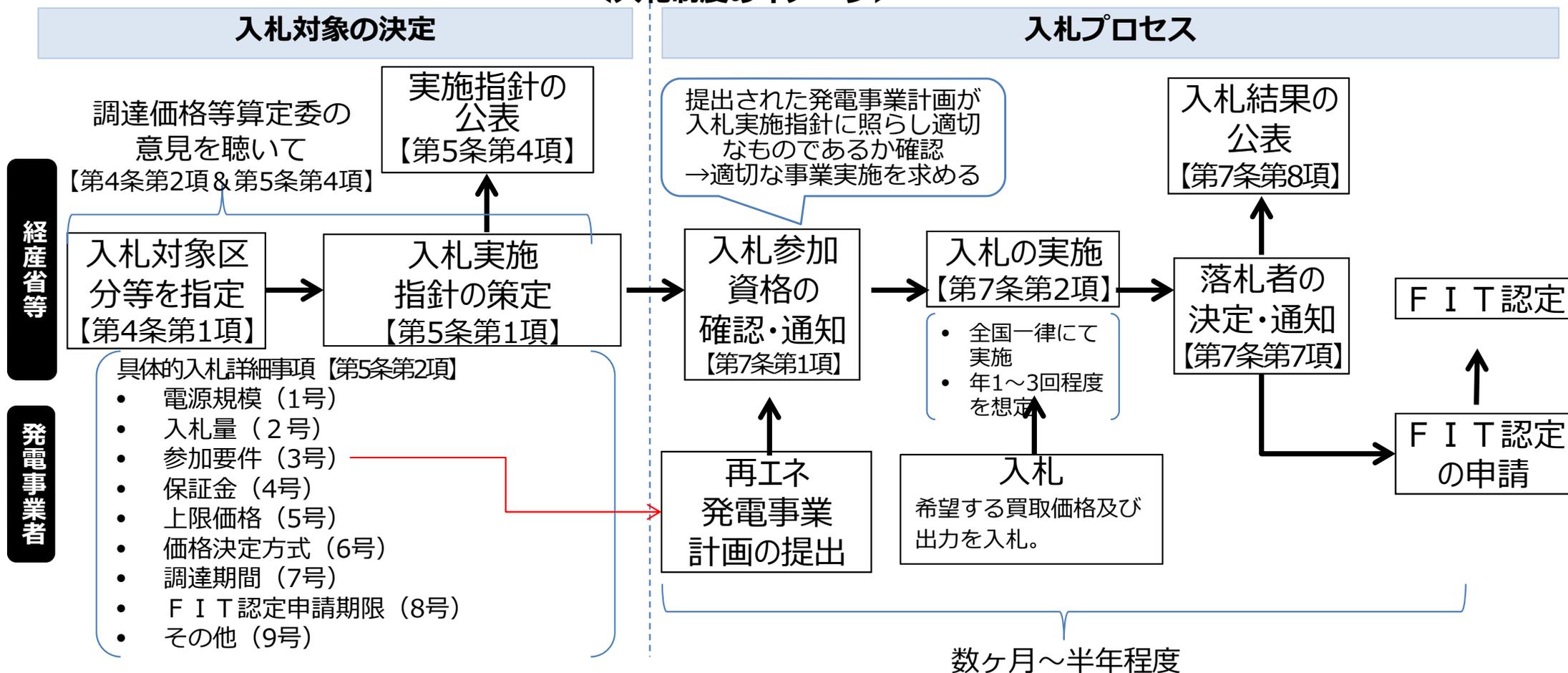
<入札手続の決定方法>



4. 価格決定方式の見直し：③入札制度の導入

- 改正法案では、経済産業大臣は「電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるとき」入札制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定した上で、入札量や参加条件、上限価格等の「入札実施指針」を定めることができる仕組みとする。
- 大規模な事業用太陽光発電設備から入札制度を導入することを念頭におく。
- 具体的な対象電源及び入札参加要件については、調達価格等算定委員会の意見を聴いて決定する。
- 多様な発電事業者が参加出来るよう、入札に関するわかりやすい情報提供を行っていく。

<入札制度のイメージ>



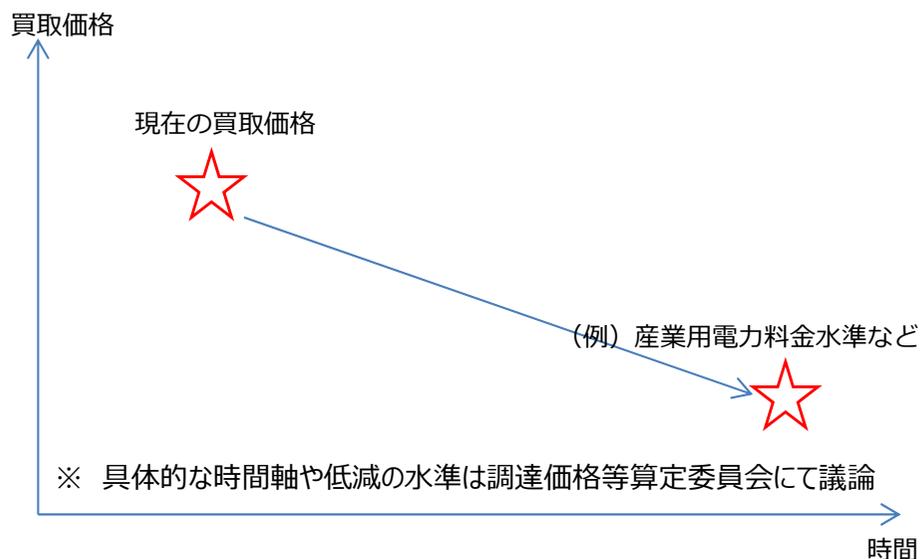
4. 価格決定方式の見直し：④価格目標について

- 事業者の努力やイノベーションによるコスト低減を促す観点から、電源（買取区分）毎に**中長期的な買取価格の目標**を経済産業大臣が設定することとし、**買取価格の決定においては価格目標を勘案して定めるものとする。**
- 具体的な示し方、期間については、電源毎の特性を踏まえ、調達価格等算定委員会において検討。

<参考：改正法案 第3条第4項（抜粋）>

調達価格は…当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、**第12項の価格目標**及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤、…を**勘案して定めるものとする。**

<事業用太陽光発電における価格目標イメージ>



<参考：平成28年度調達価格等算定委員会意見（抜粋）>

- 制度改正後の価格設定に関し、調達価格等算定委員会では以下の指摘がなされた。
 - **10kW未満の住宅用の太陽光発電**については、**2019年に余剰電力買取制度の買取期間が終了する案件が多数発生**することになる。**その時期を目途に、太陽光発電のコストを低減させ、家庭用電気料金水準を目標に買取価格を引き下げていく**ことにより、自家消費を中心とするZEHの実現へのインセンティブを与え、賦課金の抑制も図っていくべき。
 - **10kW以上の事業用の太陽光発電**についても、**同様の形で産業用電力料金を目指していくべき**とも考えられる。
 - **風力発電**については、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会の報告書において、**欧州の2倍の買取価格水準であり、中長期的な買取価格の引き下げスケジュールを決定すべき**と指摘されており、その引き下げにあたっては、実績データに加え、現在計画されている案件での想定設備利用率の**実態調査を行った上で、中長期的な買取価格を算定すべき**である。

4. 価格決定方式の見直し：⑤リードタイムの長い電源の導入拡大

- 風力・地熱・水カ・バイオマスのようにリードタイムが長い電源の場合、事業化決定後も、適用される買取価格が決定していないリスクを負いながら、事業の具体化（環境アセスメントや地元調整等）を進めざるをえないのが現状。
- 開発に一定期間かかる地熱発電や風力発電等にとって①数年先の認定案件の買取価格を決定する【改正法第3条】ことで事業化決定のリスクが軽減されることとなり、開発促進に繋がることが期待される。併せて②環境アセスメントの迅速化や③接続申込ルールの見直しも進めていく。

参考：地熱発電の開発フロー（3万kWを想定）

① 数年先の認定案件の買取価格を決定【第3条】

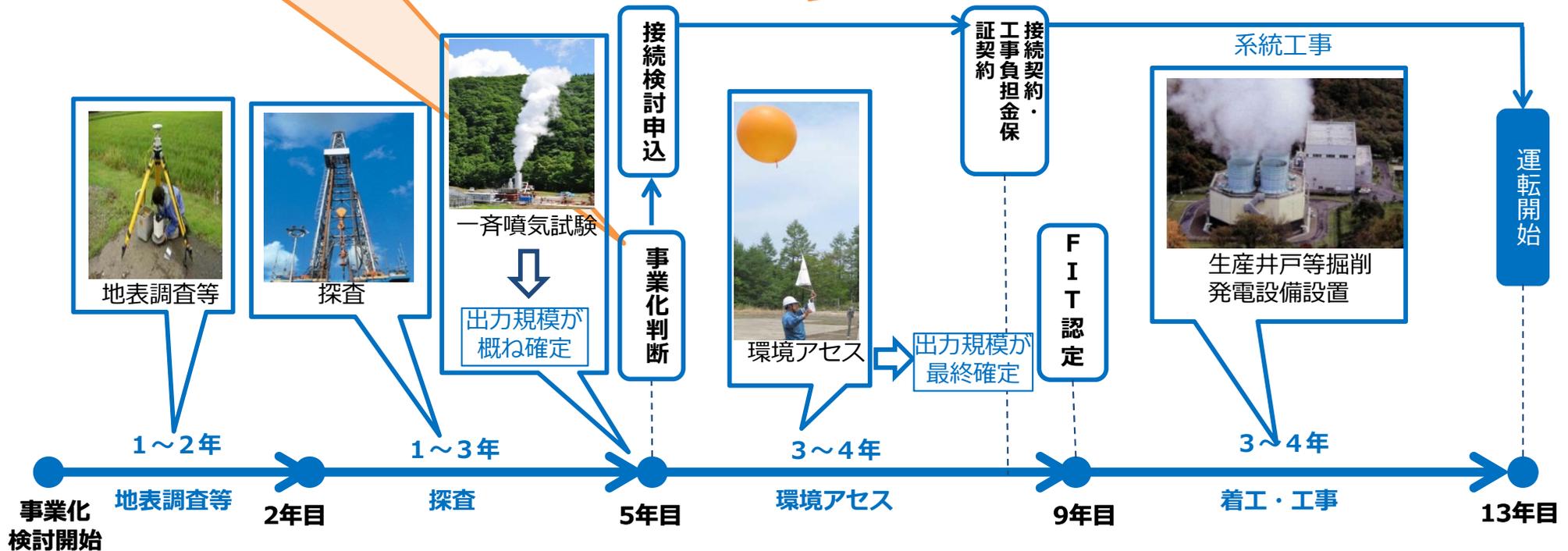
- 事業化判断の際に環境アセス後（3-4年先）の認定案件の買取価格が決定されていることで事業の予見可能性が高まる。

② 環境アセスメント手続きの迅速化

- 通常3～4年かかるとされている環境アセスメント手続き期間の半減を目指す。

③ 接続申込ルールの見直し

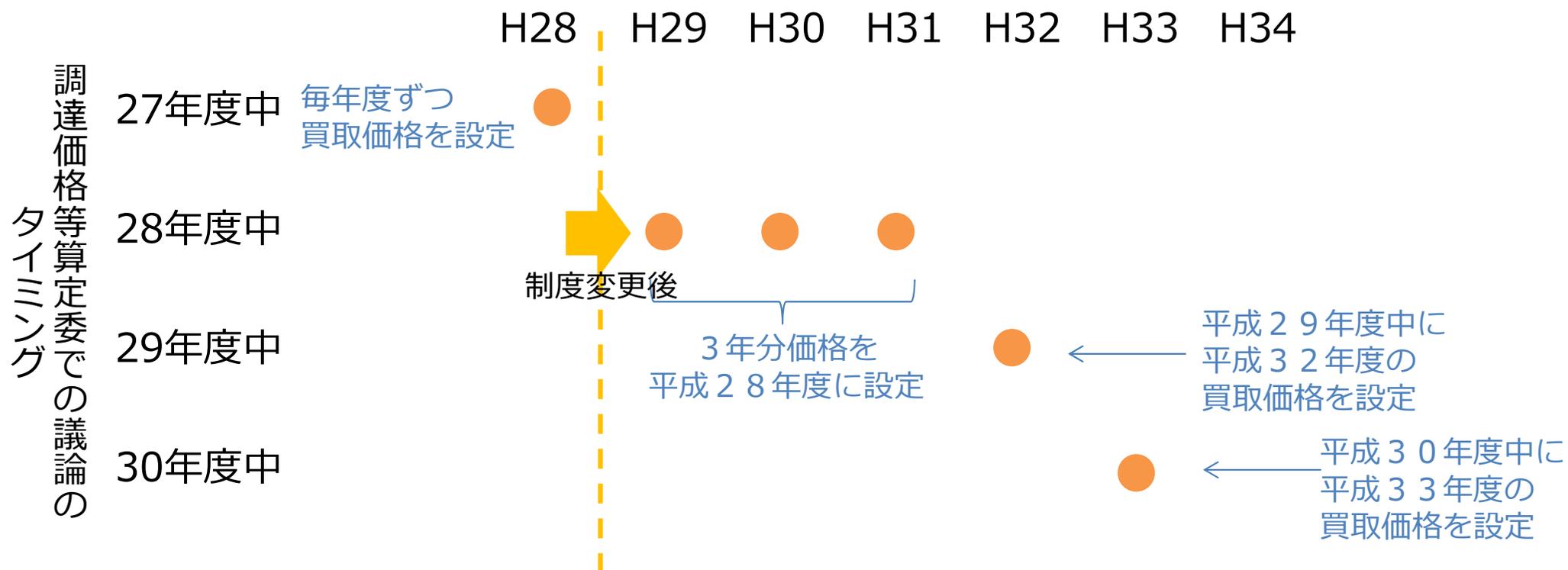
- 平成28年4月1日に、現行のFIT認定の取得前に接続申込を行うことを可能とした。



4. 価格決定方式の見直し：⑥複数年度価格設定の考え方

- 現行法では、買取価格を毎年度決定することとされているが、風力・地熱・水力・バイオマスのようにリードタイムが長い電源を念頭に置き、改正法案では数年先の認定案件の買取価格を予め決定することが出来る仕組みとする。
- これにより、環境アセスメントや地元調整等、一定の時間がかかる際も事業化決定後の買取価格下落のリスクが軽減され、開発促進に繋がることが期待される。さらに、住宅商品開発に時間を要する住宅用太陽光についても、同様の扱いが必要と考えられる。
- 複数年の価格設定に当たっては、電源毎の事業化決定からFIT認定までの期間（例えば地熱・風力発電であれば、環境アセスメントに要する期間など）を勘案した期間設定を行う。

＜複数年度価格設定のイメージ※仮に3年間定める場合＞

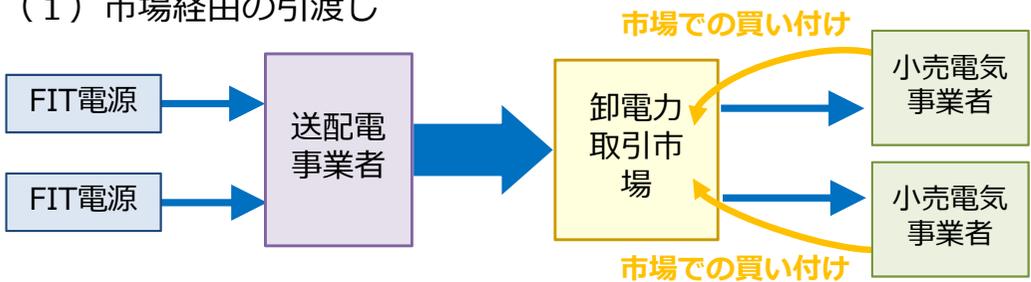
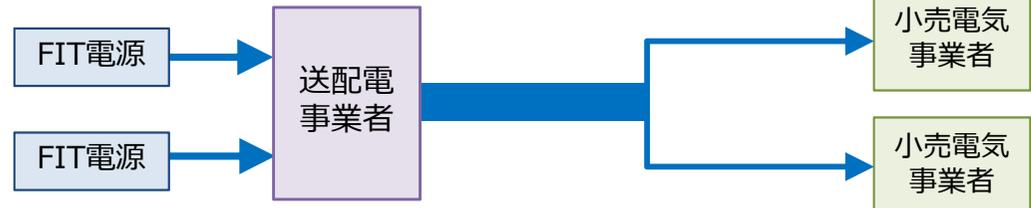


5. 送配電買取への移行

5. 送配電買取：①送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法 26

- 国全体でFIT電気を広域的・効率的に使用することによって再生可能エネルギーの最大限の導入を促進する観点から、送配電事業者が調達したFIT電気は、原則として、卸電力取引市場を經由して小売に引き渡すこととする。
- その上で、電源を特定した供給が必要となる場合や市場が使えない場合等において、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく送配電事業者と小売電気事業者との相対供給を可能とする。

<改正法第17条に基づく引渡しの詳細（省令事項）>

	契約上の電気の流れのイメージ	詳細
1 項	<p>(1) 市場経由の引渡し</p>  <p>FIT電源 → 送配電事業者 → 卸電力取引市場 → 小売電気事業者</p> <p>市場での買い付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ この引渡しを原則とする。 ■ 旧一般電気事業者内のやり取り（法律上は「使用」）についても同様とする。
2 項	<p>(2-1) 電源・供給先固定型</p>  <p>FIT電源 → 送配電事業者 → 小売電気事業者</p> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。 ※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者に供給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 発電・小売双方の間に契約が成立していることが条件。 ■ 地域をまたぐ場合は、連系線の確保が必要。
	<p>(2-2) 電源・供給先非固定型</p>  <p>FIT電源 → 送配電事業者 → 小売電気事業者</p> <p>※個別の電源は特定されず、小売電気事業者にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 利用できる場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ①市場が存在していない地域（沖縄・離島等） ②市場が存在していても使えない場合等（災害時等）

6. 電力系統関係

6. 系統情報の公表：①（空き容量及び標準的な単価）

- 広域機関及び旧一般電気事業者により特別高圧以上の各送変電設備に関し、空き容量を具体的な数値で公表（平成27年12月）。
- 工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価について、広域機関が旧一般電気事業者が策定した内容を確認し、公表（平成28年3月）。

<設備ごとの空き容量の公表>

以前の連系制約マップの公表	平成27年12月以降の空き容量の公表
154kV以上について地図上に連系制約の有無を表示	7kV以上（特別高圧）の送変電設備について設備ごとの空き容量を数値で表示

※高圧の配電設備については、全国で膨大な数があることから、これまでと同様、事前相談の際に速やかに回答を行う。

<送変電設備の標準的な単価の例>

設備区分	項目（電圧）	標準的な単価【億円】
架空線（支持物及び電線） 【億円/km】	鉄塔（500kV）	4.8～9.1
	鉄塔（275kV）	2.5～7.0
	鉄塔（154kV）	1.2～3.7
	鉄塔（77kV）	0.9～3.2
	鉄塔（33kV）	0.8～1.2
	電柱（33kV）	0.1～0.3

※接続検討の結果、個別地点の事情によっては、回答書記載の工事費と掲載の標準的な単価に差異が生じる場合がある。

※このほか架空線（分岐鉄塔）、地中線、変電設備、通信設備等について、標準的な単価を公表している。



[22kV]

線路番号	線路名	空き容量 (MW)
1	笠浦線	7
2	別府線	9
3	加治佐線	9

九州電力ホームページを基に作成

6. 系統情報の公表：②系統入札の状況（再掲）

- 既認定未稼働案件については、改正法施行予定日までに**系統接続契約を締結していることが、新認定制度によるみなし認定の条件**となるが、系統入札プロセスに入っている場合には、同プロセス終了から6ヶ月後まで猶予される仕組みとする。
- **発電事業者の希望があれば順次系統入札**（電源接続案件募集プロセス）を実施することとされており、現状では、以下の通り、各地で同プロセスが実施されている。

東北電力管内

岩手県宮古久慈エリア

応募締切り：2016年7月上旬頃
プロセス完了：2017年3月下旬頃

宮城県鳴子岩出山エリア

応募締切り：2016年6月下旬頃
プロセス完了：2017年3月中旬頃

福島県相馬エリア

応募締切り：2016年4月下旬頃
プロセス完了：2017年1月中旬頃

中国電力管内

岡山県北東部エリア

応募締切り：2016年6月下旬頃
プロセス完了：2017年3月下旬頃

東京電力パワーグリッド管内

栃木県北西部エリア（約107万kW）

応募締切り：2016年2月12日
プロセス完了：2016年10月上旬頃

群馬県西部エリア（約17万kW）

応募締切り：2016年2月12日
プロセス完了：2016年10月上旬頃

千葉県中西部エリア（約10万kW）

応募締切り：2016年2月26日
プロセス完了：2016年10月下旬頃

千葉県南部エリア（約28万kW）

応募締切り：2016年2月26日
プロセス完了：2016年10月下旬頃

山梨県北西部エリア（約15万kW）

応募締切り：2016年2月26日
プロセス完了：2016年10月下旬頃

群馬県北部エリア（成立済）

計：140件、約14.5万kW成立
応募締切り：2014年9月1日
成立：2015年4月、6月



6. 系統情報の公表：③費用負担ガイドラインの整備

- 系統の増強に関する費用負担の考え方を平成27年11月に公表。
- これまで工事費負担金の全額が特定負担（再エネ発電設備設置者の負担）とされていたが、ガイドラインにより火力電源等と同様に一部を一般負担とすることとなった。
- 託送料金体系との整合性を確保する観点から、電源種別ごとの設備利用率に応じた一般負担の上限額を広域機関が指定・公表（平成28年3月）。

系統に接続する電源		ガイドライン制定前	ガイドライン制定後
一般的な電源 (火力電源等)	基幹系統	全額一般負担	原則、全額「一般負担」(*1)と整理
	基幹系統以外	全額一般負担	一部を「一般負担」と整理(*1,2)
FIT電源	基幹系統	全額特定負担	原則、全額「一般負担」(*1)と整理
	基幹系統以外	全額特定負担	一部を「一般負担」と整理(*1,2)

(*1) 一般負担の上限額を超える部分は特定負担

(*2) 以下の観点から、特定負担とすべき額及び一般負担とすべき額を算定

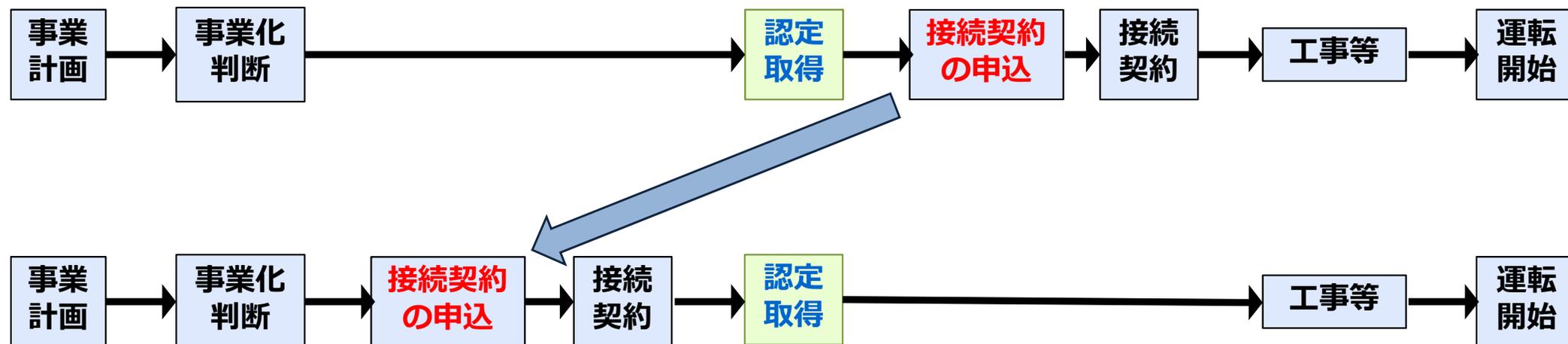
- ・設備更新による受益
- ・設備のスリム化による受益
- ・供給信頼度等の向上による受益

6. 系統情報の公表：④系統接続に関するルールの整備

< F I T 認定前の接続申込み >

- 地熱や風力等のリードタイムの長い電源の導入促進を図るため、平成28年4月1日に現行のFIT認定の取得前に接続申込を行うことを可能とした。（下図参照）

< 接続申込み時期のイメージ >



< 接続申込み時の留意点 >

以下のような場合には、再度の接続申込が必要となる。

- ・接続工事の内容が変更されるような接続申込みの変更
- ・環境アセスの実施等により事業が取り止めとなる場合
- ・接続申込に対する回答を行うために必要となる情報を提供しない場合 等

6. 系統情報の公表：⑤需給状況に関する情報の公開

- 系統WGにおける30日等出力制御枠の算定にあたってのシミュレーションの諸元データを旧一般電気事業者が公表（平成28年2月）。
- 一般送配電事業者は、**エリア毎の需給実績（電源種別、1時間値）**を四半期毎に公表していくものとした。（平成28年4月）

<30日等出力制御枠算定のシミュレーション諸元データ>

（単位：万kW）

DATE	TIME	自社需要 実績	供給力										揚水	連系線	合計
			原子力	火力	水力	地熱	バイオマス	太陽光		風力					
								2σ	制御量	2σ	制御量				
2014/4/1	0:00	614.4	174.6	259.5	45.2	0.0	53.0	0.0	0.0	27.5	0.0	54.6	0.0	614.4	
2014/4/1	1:00	631.6	174.6	259.9	69.3	0.0	53.0	0.0	0.0	25.2	0.0	49.6	0.0	631.6	
2014/4/1	2:00	661.1	174.6	260.5	74.3	0.0	53.0	0.0	0.0	24.0	0.0	74.7	0.0	661.1	
§															
2014/5/11	11:00	559.3	174.6	139.1	34.7	0.0	53.0	522.9	-205.5	17.0	-5.5	-171.0	0.0	559.3	
2014/5/11	12:00	559.4	174.6	139.1	34.7	0.0	53.0	526.6	-209.1	17.0	-5.5	-171.0	0.0	559.4	
2014/5/11	13:00	561.9	174.6	139.2	34.7	0.0	53.0	503.8	-199.3	25.2	-5.5	-163.8	0.0	561.9	
§															
2015/3/31	22:00	602.7	174.6	230.4	72.3	0.0	53.0	0.0	0.0	48.4	0.0	24.0	0.0	602.7	
2015/3/31	23:00	579.1	174.6	228.9	69.1	0.0	53.0	0.0	0.0	53.0	0.0	0.5	0.0	579.1	
合計(百万kWh)		62,914	15,295	27,820	4,190	0	4,643	10,289	-862	2,331	-134	-657	0	62,914	

8,760時間

※「制御量」「揚水」「連系線」において、他エリアへの送電や揚水運転等はマイナス表示

（中国電力ホームページより）

<需給実績データの公表>

これまでの公表情報	平成28年4月以降の公表情報
一般電気事業者として自社需給に関する ・翌日のピーク時供給力、予想最大需要 等 ・当日のピーク時供給力、予想最大需要、リアルタイムの需要実績 等	一般送配電事業者として エリア全体の需給 に関する ・翌日のピーク時供給力、予想最大需要 等 ・当日のピーク時供給力、予想最大需要、リアルタイムの需要実績 等 ・ 年間8760時間の 需要実績（1時間値） 供給実績（電源種別、1時間値）

7. その他

7. 減免制度の見直し

- 賦課金減免制度については、①国際競争力維持・強化等の制度趣旨の徹底、②省エネの取組みを確認し、それに応じた減免率の設定を可能にするという方針の下で制度の見直しが行われた。

- 今後は、①、②の観点を踏まえ以下の基準作成等を進めていく。

第1項「製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の**政令で定める倍数**」（製造業は平均の8倍）、「電気の使用に係る原単位の改善のために**経済産業省令で定める基準**」、「年間の当該事業に係る電気の使用量が**政令で定める量**」

第3項第2号「事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において**政令で定める割合**」

■ 改正法 <賦課金に係る特例> ※下線は旧法より追記・修正があった条文

第十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第四十条第二項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が、当該事業が製造業に属するものである場合にあつては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあつては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の**政令で定める倍数**を超える事業を行う者であつて、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために**経済産業省令で定める基準**に適合する取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が**政令で定める量**を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 <略>

3 前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

一 電気事業者が供給した当該事業所の当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額

二 事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において、**政令で定める割合**

4～6 <略>

■ 参考：減免制度に係る現状（電力多消費産業に賦課金の8割を減免）

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	…	2030年度
事業者	855事業者	1031事業者	1047事業者	1064事業者	1087事業者	…	—
制度必要額	70億円	184億円	267億円	565億円	約900億円※1	…	1300億円程度※2

※1 2016年度の制度必要額は見込み。

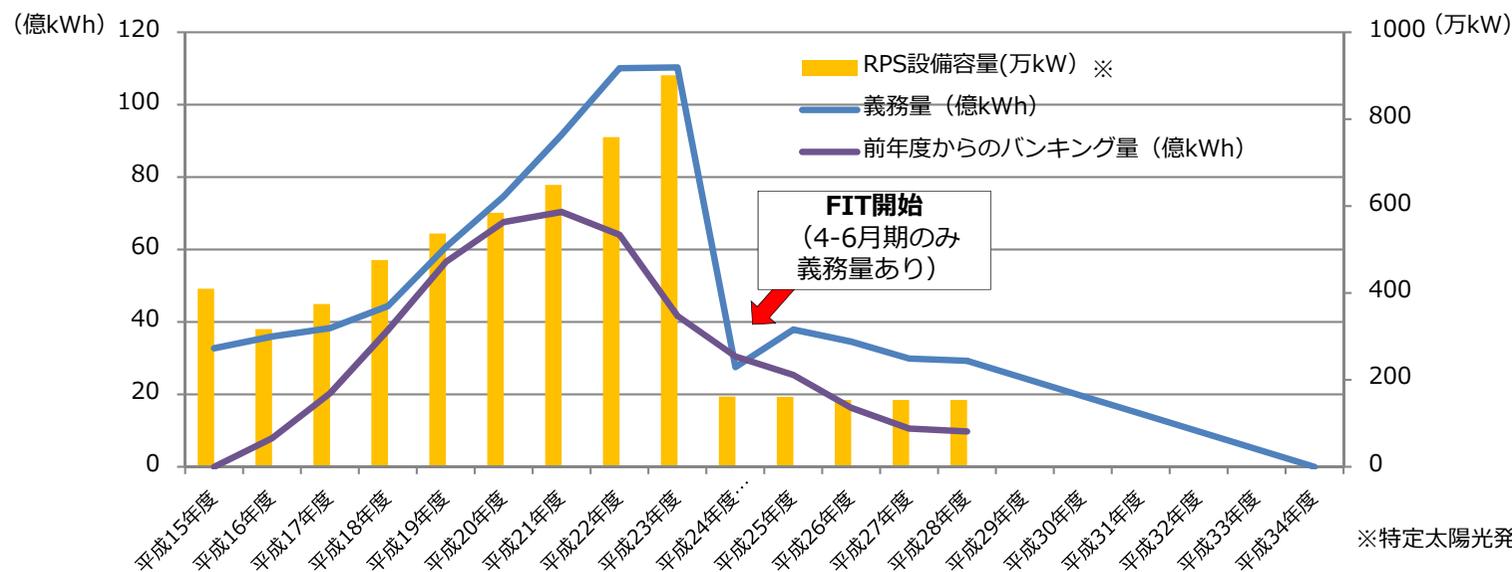
※2 現行の減免制度の下で、長期エネルギー需給見通しにおいて示された再生可能エネルギーの導入等を前提に機械的に試算。減免対象となる電力使用量等によって必要額は変動する。

7. RPS関係

- RPS経過措置については、**平成29年度から5年間で廃止することとする**。これに伴い、事業者による自主的・計画的なRPS認定設備の認定廃止を促すため、**経過措置利用量（義務量）を年4.9億kWhずつ引き下げ、平成34年4月以降の義務量を0とする**。
- **平成33年度までの各年度の義務量については、今年度中に公表する**。また、RPS認定発電設備を持つ事業者の予見可能性を高める観点から、原則、平成33年度までの義務量の変更は行わないこととする。
- RPS制度の経過措置廃止までの間（平成29～33年度）、**運転開始からの期間がFITによる買取期間を経過していないRPS認定設備について、FIT制度移行を認める**。
- バンキング・BOROイングは引き続き認めるが、平成34年度以降は義務量が0となるため、新エネルギー等電気相当量（RPS価値）は平成34年度以降、実質的に無価値化することが予想される。

<今後5年間の義務量（案）>

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
義務量 (億kWh)	29.3	24.4	19.5	14.7	9.8	4.9	0



制度改正の詳細については今後、内容が決まり次第、下記のHPでお知らせします。

今後、重要なお知らせをメールでご連絡する場合がございますので、メールアドレスをご登録いただきますようお願い致します。登録方法は下記HPをご覧ください。

経済産業省資源エネルギー庁HP
「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/



<固定価格買取制度に関するお問い合わせ>

**経済産業省 資源エネルギー庁
新エネルギー対策課**

0570-057-333

電話受付時間 9:00～18:00

(土日祝日、年末年始を除く)

<系統接続に関するお問い合わせ>

**各電力会社のお近くのお客様センター
または担当営業所まで**

（お近くのお客様センターまたは
担当営業所は各電力会社の
ウェブページでご確認ください。）

參考資料

参考①： 固定価格買取制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・買取期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。

再生可能エネルギーによる発電を事業として実施される方

太陽光



中小水力



風力



バイオマス



地熱



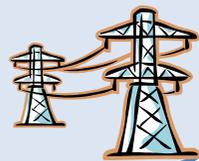
自宅で発電される方



再生可能エネルギーによる電気を売電



電力会社



電気を供給



国が定める期間、固定価格で電気を買取



電気料金と合わせて賦課金（サーチャージ）を回収



買取費用の交付
回収した賦課金を納付

費用負担調整機関
(賦課金の回収・分配を行う機関)

調達価格等算定委員会の意見を尊重して買取価格・買取期間を設定（毎年度）

kWh当たりの賦課金単価の決定（毎年度）

国

経済産業大臣

買取価格・買取期間について意見

調達価格等算定委員会

・設備を認定
(安定的かつ効率的に発電可能かどうか等を国が確認。要件を満たさなくなった場合には認定取消し。)

電気をご利用の皆様



参考②：平成28年度調達価格及び調達期間について

太陽光	10kW以上	太陽光	10kW未満		風力	20kW以上	20kW未満	洋上風力	20kW以上
			出力制御対応機器設置義務なし	出力制御対応機器設置義務あり					
調達価格(税抜)	24円	調達価格	31円	33円	調達価格(税抜)	22円	55円	調達価格(税抜)	36円
調達期間	20年間	調達期間	10年間	10年間	調達期間	20年間	20年間	調達期間	20年間

水力(全て新設設備設置)	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満	水力(既設導水路活用)	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
調達期間	20年間	20年間	20年間	調達期間	20年間	20年間	20年間

地熱	15,000kW以上	15,000kW未満	バイオマス	メタン発酵ガス化発電	未利用木材燃焼発電		一般木材等燃焼発電	廃棄物燃焼発電	建設資材廃棄物燃焼発電
					2,000kW未満	2,000kW以上			
調達価格(税抜)	26円	40円	調達価格(税抜)	39円	40円	32円	24円	17円	13円
調達期間	15年間	15年間	調達期間	20年間	20年間		20年間	20年間	20年間

参考③： 賦課金等の流れ

- 賦課金は、地域毎の再生可能エネルギー導入量の違いに伴いばらつきが生じないように、全国一律に単価を設定。電力会社が徴収した賦課金は、毎月、そのまま費用負担調整機関に納付される。
- 費用負担調整機関は、各電力会社の買取費用の実績額から、各電力会社が再生可能エネルギー電気を買取ることにより支出を免れた費用（焚かなくて済んだ火力発電の燃料費相当額等）、すなわち回避可能費用等を差し引いた金額を、各電力会社に交付している。
- 賦課金の単価については、毎年度の開始前に、買取費用の見込み等を踏まえ、経済産業大臣が設定。

費用負担調整機関

交付金の交付

交付金
= 買取費用 - 回避可能費用

納付金の納付 (賦課金の納付)

納付金
= 供給電気量 × 納付金単価

電力会社

買取費用

買取費用
= 買取電気量 × 買取価格

賦課金

賦課金
= 供給電気量 × 納付金単価

再エネ
発電事業者

電気の利用者

電気ご使用量のお知らせ		***** 様	
ご使用場所	*****	ご契約種別	従量電灯B
27年12月分	ご使用期間 11月 2日~12月 1日 検針月日 12月 2日 (30日間)	ご契約	30A
ご使用量	290kWh	当月指示数	0390.00
請求予定金額	7,518円	前月指示数	0100.00
(うち消費税等相当額)	556円	差引	290.00
基本料金	842円40銭	計器乗率(倍)	
電力量料金		取替前計量値	
・1段料金	2,331円60銭	計器番号(下3桁)	000
・2段料金	4,404円70銭		
燃料費調整額	-464円00銭		
再エネ発電賦課金	458円00銭		
口座振替割引	-54円00銭		
		昨年12月分は30日間で	290kWhです。
		燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)	
		12月(当月)分	-1円60銭
		翌月分の燃料費調整は、弊社の	
		ホームページ等にてご確認ください。	

参考④： 再生可能エネルギーの代表的な導入拡大施策の変遷

- 我が国の再生可能エネルギーの導入拡大施策は、①補助金による支援、②電気事業者に対する再生可能エネルギー由来電気の調達についての義務量の枠付け（R P S制度）による支援から、③電気事業者に、固定価格で購入することを義務づける固定価格買取制度（F I T）へとシフト。
- F I Tにより、ファイナンス環境が改善され、再生可能エネルギーへの投資が活性化。あわせて、送電網の整備、規制改革の推進といった事業環境の整備が課題に。

①補助金による支援（1997年～）

- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（「新エネ法」）制定
 - ✓ 新エネルギーの導入事業を行う民間事業者に対し、費用の一部を補助。また、金融機関からの借入に対する債務保証を実施。
 - ✓ 新エネルギーの導入事業を行う地方公共団体に対し、費用を補助。

②義務量の枠付け（R P S制度）による支援（2003年～2012年）

- 2003年 **R P S制度**開始
 - ✓ 電気事業者に、一定量の再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ（**価格は固定せず**）。

③固定価格での買取りによる支援（投資回収の見通付与）（2009年～）

- 2009年 **余剰電力買取制度**開始
 - ✓ 500 k W未満の太陽光について、電気事業者に、**国が定めた調達価格・調達期間**での、再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ。
- 2012年7月 **固定価格買取制度（F I T）**開始
 - ✓ 太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスについて、電気事業者に、**国が定めた調達価格・調達期間**での、再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ。